

### 第37課 表見代理その3（代理権消滅後の表見代理）

表見代理の成立する第3の場合は、民法第112条に規定する代理権消滅後の表見代理である。

これは、本人Aが代理人Bに代理権を与えていたが、その代理権が何らかの理由で**消滅**した（例えばAがBとの委任契約を解除したなど）にもかかわらず、消滅後に代理人Bが以前に与えられていた代理権の範囲内で相手方Cとの間で意思表示ないしは法律行為をしたという場合である。前課の例を少し修正して説明すると、AがBに車を売ってきてくれと頼んだが、Bいつまでも売ってこないで、Bに「もういい、自分で売る」といってBへの依頼をとりやめた（法律的に言うと、委任契約を解除した）後に、BがAの代理人としてその車の売買契約を締結してきた、という場合である。このことにつき、民法第112条本文は、「代理権ノ消滅ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ス」と表現している。条文上は「対抗スルコトヲ得ス」という表現になっているが、その意味は第109条や第110条の表見代理と同じで、本人はその行為の効果が自分に帰属することを拒否できない、という意味である。

この場合も、相手方Cから見れば、自分の取引相手であるBが、実はもはや代理権を失っていたということを外観から判別することは難しい。そこで、民法は、この場合にも、第110条の場合と同じく、本人Aと、外観を信じて取引に入った相手方Cとの間で、Cが善意であることを条件に、Cのほうを優先して保護することにしたのである。しかし、ここでも注意をすればBの代理権がすでに消滅していることを知りえたであろうCを保護する必要はないので、**但書**において、過失によってその事実を知らなかった場合には**この限りでない**、としているのである。つまり、ここでもAC間ではBを代理人とした車の売買契約が成立し、Aはその契約に拘束されることになる。無論、この場合にも、Bは代理権がないのに勝手にAの代理人として行為をしたのであるから、これによってAに損害が生じれば、不法行為責任を負うことになる。

民法112条の表見代理は法定代理にも適用される。

なお、権限が消滅した後のBが、消滅以前に持っていた代理権の範囲を超えた行為をした場合には、民法第110条と民法第112条が**重複適用**される。

## 1 重要語句

### a 代理権の消滅

代理権の消滅は、民法第111条に規定されている。それによると、代理権は、①本人の死亡②代理人の死亡もしくは破産又は後見開始の審判、③委任による代理の場合には、委任の終了、によって消滅するとされている。ただし、商事行為の委任による代理については、商法に特別規定があり、本人が死亡しても代理権は消滅しないことに注意を要する。

### b 民法第112条但書

この但書により、相手方が保護を受けるには、善意であるばかりでなく、無過失であることを要する。しかし、民法110条の場合と異なり、この場合には裁判では、原則として但書の効果を受けたい者、つまり、本文の適用を免れて自分への効果帰属とを防ぎたい者、すなわち本人の側が、相手方に過失があることを主張立証しなければならない。

### c 「この限りでない」

民法などの古い言葉で書かれている法律では「此限ニ在ラス」(“このかぎりにあらず”)と書かれている。このような表現は法律の条文上多く見られるので、この機会にしっかりと意味を把握しておこう。これは、原則に対し、例外を意味する言葉で、例えば「〇〇ということがあった場合には、△△とする。但し、××のときはこの限りではない」というふうに、条文に本文と但書がある場合、原則として本文が適用されるが、但書に規定する条件があった場合には、例外的に本文は適用しない、という意味に使われる。民法ばかりでなく、その他の法律でもよく登場する(例：民事訴訟法第77条、刑法第20条など)。

### d 重複適用

民法第110条と第112条の重複適用は、例えば、AがBに自分の車を相手方Cに賃貸することを委任し、その代理権を与えたが、何らかの事情でAがその委任契約を解除した後、BがAの代理人としてその車をCに売る契約をした、と言う場合に考えられる。この場合、相手方は、代理権が消滅をしていることと、Bの行為がその代理権の範囲を超えていることの両方について善意無過失である場合に保護される。表見代理規定の重複適用は、民法第109条と第110条との間でも生じうる。